

外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件の一部を改正する告示案及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律

施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件の一部を改正する告示案への提出意見及び意見考慮結果・理由等

番号	御意見の概要	意見考慮結果・理由等
1	外国人のレジャー参加により、少しでも地元にお金が落ちればよいと思います。	従来、ひき縄づり（トローリング）は、常に船を移動させ、大型魚類を効率的に採捕することができる漁法であることから、海洋生物資源の適切な保存及び管理や、わが国漁業の正常な秩序の維持等の観点から、外国人遊漁者の方がこれを行うことを禁止していました。しかし、令和4年に、地域経済の活性化等の観点も踏まえ、海洋生物資源の適切な保存及び管理や我が国漁業者の操業に特段の支障がないと認められる海域・期間に限り、ひき縄づり（トローリング）を軽易な採捕として認めるよう制度改正を行いました。 今回の改正は、沖縄県からの要望を踏まえて、新たに、与那国島周辺海域において外国人遊漁者のひき縄づり（トローリング）を一部期間に限って認めることとするものであり、今後とも、各地域における実情等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。
2	わずか2日間とはいえ、外国人への日本の慣習・常識が浸透していないと、漁場があるリスクはありますので、主催者に対して「参加者へのルール徹底」及びルールが守られていない場合は、次回以降の開催は認めないなど、きちんと管理できるようにお願いします。	今回の改正は、沖縄県からの要望を踏まえて、新たに、与那国島周辺海域において外国人遊漁者のひき縄づり（トローリング）を一部期間に限って認めることとするものであり、今後とも、各地域における実情等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。 これに加えて、今回の告示改正にあわせて、沖縄海区漁業調整委員会から指示を出すこととされています。この指示において魚種の制限や報告義務等が規定されるものと承知しており、これにより大会ルールの遵守が確保されるものと認識しています。
3	与那国島のカジキ釣り大会は、先行例である茨城県・静岡県の者とは事業規模が異なるため、別途ルールが必要であると考えます。 また、地形的に外洋の孤島であることから、船の運航が可能な海域が限られており、天候によって船の事故が起きることを懸念している。加えてダイビングを目的とした船も行き交うことから、大会参加船とダイビング船が事故になるのではないかと。 また、カジキは限りある海洋資源であり、駆除対象のサメとは異なることから、レジャー観光客誘致のために獲る対象とすべきではない。 大会規模が拡大していくこととなれば、ダイビング業界の活性化と逆行するのではないかと。	今回の改正は、沖縄県からの要望を踏まえて、新たに、与那国島周辺海域において外国人遊漁者のひき縄づり（トローリング）を一部期間に限って認めることとするものであり、今後とも、各地域における実情等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。 これに加えて、今回の告示改正にあわせて、沖縄海区漁業調整委員会から指示を出すこととされています。この指示において魚種の制限や報告義務等が規定されるものと承知しており、これにより大会ルールの遵守が確保されるものと認識しています。
4	日本の資源を守ってください。法改正に関しては漁業関係者の合意を必須としてください。国会では現場の声が聞こえてないでしょうね。	今回の改正は、沖縄県からの要望を踏まえて、新たに、与那国島周辺海域において外国人遊漁者のひき縄づり（トローリング）を一部期間に限って認めることとするものであり、今後とも、各地域における実情等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。 これに加えて、今回の告示改正にあわせて、沖縄海区漁業調整委員会から指示を出すこととされています。この指示において魚種の制限や報告義務等が規定されるものと承知しており、これにより大会ルールの遵守が確保されるものと認識しています。
5	外国人漁業の規制に関する法律第3条に基づくトローリングの禁止は、スポーツフィッシングを提供する者にとって、生計面を脅かすだけでなく、文化的交流の面の促進も妨げており、失望している。沖縄では、日本人船長の監督下でスポーツフィッシングチャーターを運営する外国人はわずか、商業漁業と比較して魚類個体群への影響は無視できる程度である。	従来、ひき縄づり（トローリング）は、常に船を移動させ、大型魚類を効率的に採捕することができる漁法であることから、海洋生物資源の適切な保存及び管理や、わが国漁業の正常な秩序の維持等の観点から、外国人遊漁者の方がこれを行うことを禁止していました。しかし、令和4年に、地域経済の活性化等の観点も踏まえ、海洋生物資源の適切な保存及び管理や我が国漁業者の操業に特段の支障がないと認められる海域・期間に限り、ひき縄づり（トローリング）を軽易な採捕として認めるよう制度改正を行いました。

	<p>非商業漁業証明・漁獲制限・報告手続等の設定により、日本の持続可能な慣行にコミットする長期在住外国人に対する許可制度の導入を提案する。</p>	<p>今回の改正は、沖縄県からの要望を踏まえて、新たに、与那国島周辺海域において外国人遊漁者のひき縄づり（トローリング）を一部期間に限って認めることとするものであり、今後とも、各地域における実情等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。</p>
6	<p>外国人の乗船及びデッキハンドでのトローリング禁止という法令となったことに大変困惑している。</p> <p>大会では茨城県や静岡県のように採捕許可を取ることで、在留カードを持ち日本政府に納税している外国人へのトローリングの許可を強く要望する。</p>	<p>従来、ひき縄づり（トローリング）は、常に船を移動させ、大型魚類を効率的に採捕することができる漁法であることから、海洋生物資源の適切な保存及び管理や、わが国漁業の正常な秩序の維持等の観点から、外国人遊漁者の方がこれを行うことを禁止していました。しかし、令和4年に、地域経済の活性化等の観点も踏まえ、海洋生物資源の適切な保存及び管理や我が国漁業者の操業に特段の支障がないと認められる海域・期間に限り、ひき縄づり（トローリング）を軽易な採捕として認めるよう制度改正を行いました。</p> <p>今回の改正は、沖縄県からの要望を踏まえて、新たに、与那国島周辺海域において外国人遊漁者のひき縄づり（トローリング）を一部期間に限って認めることとするものであり、今後とも、各地域における実情等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。</p>
7	<p>在日アメリカ人の乗組員は、日本と沖縄の漁業文化を尊重する JGFA と IGFA のメンバーであり、沖縄で、生まれ育った軍属の子どもたちもいます。</p> <p>沖縄の自然環境を釣りを通しての教育などにも重要な意味を持っているとも思っています。地元の漁業文化とコミュニティとの接点でもあり釣りを通しての文化交流などにも大変素晴らしいツールが亡くなってしまうのは、悲しい事です。</p>	<p>従来、ひき縄づり（トローリング）は、常に船を移動させ、大型魚類を効率的に採捕することができる漁法であることから、海洋生物資源の適切な保存及び管理や、わが国漁業の正常な秩序の維持等の観点から、外国人遊漁者の方がこれを行うことを禁止していました。しかし、令和4年に、地域経済の活性化等の観点も踏まえ、海洋生物資源の適切な保存及び管理や我が国漁業者の操業に特段の支障がないと認められる海域・期間に限り、ひき縄づり（トローリング）を軽易な採捕として認めるよう制度改正を行いました。</p> <p>今回の改正は、沖縄県からの要望を踏まえて、新たに、与那国島周辺海域において外国人遊漁者のひき縄づり（トローリング）を一部期間に限って認めることとするものであり、今後とも、各地域における実情等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。</p>
8	<p>沖縄県宜野湾市で遊漁船を営んでいます。</p> <p>観光立県を目指す沖縄県が、サービスの一環であるコンテンツを閉ざしてしまっていると思われれます。</p> <p>どうか沖縄県でも 観光レジャーの一コンテンツとしてトローリングを開放して頂けるようお願い致します。</p>	<p>従来、ひき縄づり（トローリング）は、常に船を移動させ、大型魚類を効率的に採捕することができる漁法であることから、海洋生物資源の適切な保存及び管理や、わが国漁業の正常な秩序の維持等の観点から、外国人遊漁者の方がこれを行うことを禁止していました。しかし、令和4年に、地域経済の活性化等の観点も踏まえ、海洋生物資源の適切な保存及び管理や我が国漁業者の操業に特段の支障がないと認められる海域・期間に限り、ひき縄づり（トローリング）を軽易な採捕として認めるよう制度改正を行いました。</p> <p>今回の改正は、沖縄県からの要望を踏まえて、新たに、与那国島周辺海域において外国人遊漁者のひき縄づり（トローリング）を一部期間に限って認めることとするものであり、今後とも、各地域における実情等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。</p>
9	<p>沖縄県で琉球ビックゲームフィッシングトーナメント（以下 RBGFT）を主催させて頂いております。</p> <p>一刻も早く法律を改正して頂き、大会を通し外国人との交流を深め、真にインターナショナルな沖縄にしていきたいと強く願っております。</p>	<p>従来、ひき縄づり（トローリング）は、常に船を移動させ、大型魚類を効率的に採捕することができる漁法であることから、海洋生物資源の適切な保存及び管理や、わが国漁業の正常な秩序の維持等の観点から、外国人遊漁者の方がこれを行うことを禁止していました。しかし、令和4年に、地域経済の活性化等の観点も踏まえ、海洋生物資源の適切な保存及び管理や我が国漁業者の操業に特段の支障がないと認められる海域・期間に限り、ひき縄づり（トローリング）を軽易な採捕として認めるよう制度改正を行いました。</p> <p>今回の改正は、沖縄県からの要望を踏まえて、新たに、与那国島周辺海域において外国人遊漁者のひき縄づり（トローリング）を一部期間に限って認めることとするものであり、今後とも、各地域における実情等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。</p>
10	<p>トローリングなどインバウンド需要によるビジネス拡大を阻害する恐れがあると考えます。</p>	<p>従来、ひき縄づり（トローリング）は、常に船を移動させ、大型魚類を効率的に採捕することができる漁法であることから、海洋生物資源の適切な保存及び管理や、わが国漁業の正常な秩序の維持等の観点から、外国人遊漁者の方がこれを行うことを禁止していました。しかし、令和4年に、地域経済の活性化等の観点も踏まえ、海洋生物資源の適切な保存及び管理や我が国漁業者の操業に特段の支障がないと認められる海域・期間に限り、ひき縄づり（トローリング）</p>

を軽易な採捕として認めるよう制度改正を行いました。

今回の改正は、沖縄県からの要望を踏まえて、新たに、与那国島周辺海域において外国人遊漁者のひき縄づり（トローリング）を一部期間に限って認めることとするものであり、今後とも、各地域における実情等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。

○ 提出意見数：12件（提出意見数は、提出意見者数としています。また、とりまとめの都合上、いただいた御意見は一部要約しています。）